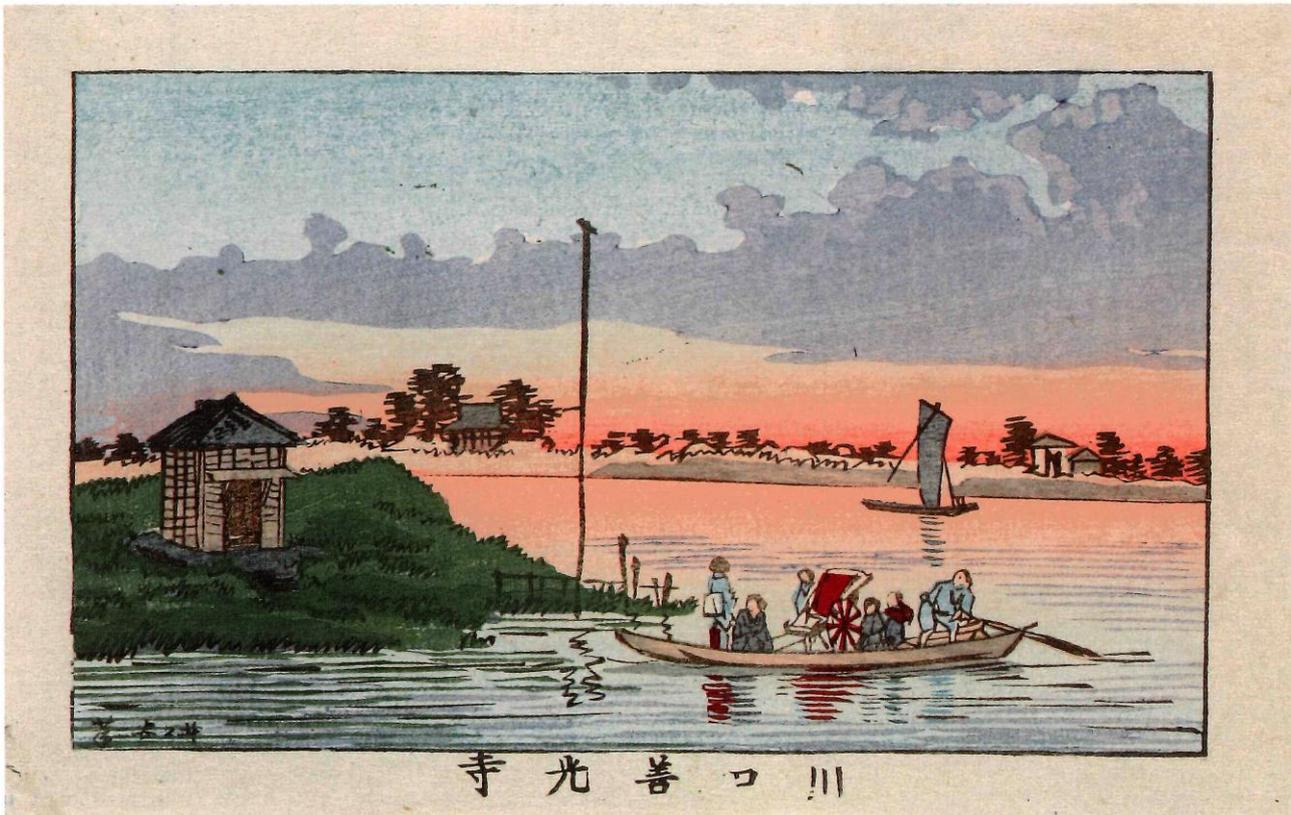


# 王子労基協会報

2025年  
夏号  
第261号

(公社)東基連王子労働基準協会支部  
〒114-0022 北区王子本町1-22-3 王子工業会館内  
TEL 03-5924-3047 FAX 03-5924-3048



(浮世絵に描かれる北区) 東京真画名所図解 川口善光寺(岩淵) (井上安治 1882~87年)

表紙の浮世絵は、小林清親の門人である井上安治が師である清親の「川口善光寺雨晴」の原画からその構図を踏襲した作品です。安治は風景画を中心に教育画、歴史画も手掛けていますが「東京真画名所図解」130枚余りのうち半数は清親を原画とした作品となっています。(北区飛鳥山博物館所蔵)

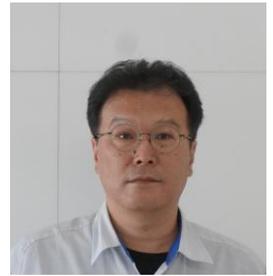
### 《目次》

|              |    |
|--------------|----|
| *目次・行事予定     | 1  |
| *巻頭言         | 2  |
| *協会事業報告      | 3  |
| *監督署だより      | 5  |
| *ハローワーク王子だより | 9  |
| *地産保だより      | 11 |
| *会員事業場紹介     | 12 |
| *協会だより・編集後記  | 13 |
| *会員企業広告      | 14 |

### 《行事予定》

|       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| *8・5  | 会報第261号発刊                        |
| *8月   | 第2回安全衛生合同部会<br>(王子労働基準監督署会議室)    |
| *9・10 | 第76回全国労働衛生週間説明会<br>(北とぴあ つつじホール) |
| *9月   | 会報第262号編集会議                      |
| *10月  | 第2回正副支部長会議・幹事会                   |

## 巻頭言

「安全について考えるー自動車事故と飛行機事故  
から考えるリスクの許容と安全文化」王子労働基準協会支部 衛生部会長 穂積 康弘  
(日本化薬株式会社 東京研究事務所)

会員の皆様におかれましては、平素より王子労働基準協会支部の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。7月の安全週間にあたり、各事業所では多様な安全活動が展開されたことと存じます。

さて、私たちは日常生活において当たり前のように「安全」という言葉を使っていますが、その意味を改めて問われると、明確に説明するのは容易ではありません。危険な状況であれば、写真一枚から「危ない」と直感的に判断できますが、「安全な状態」を言語化することは難しいものです。国際標準化機構 (ISO) では、安全を「許容できないリスクが存在しないこと」と定義しています。つまり、安全を考えるにはリスクの存在とその受容の程度を理解することが不可欠です。

そこで改めて、自動車事故と飛行機事故の比較を通じて、「安全」とは何か、そして私たちが日常的にどのようにリスクを受け入れているのかについて考えてみたいと思います。2024年、日本国内で自動車事故による死者数は約2,600人に上りました。一方、民間航空機事故による死者数はほぼゼロです。数値だけを見れば飛行機のほうがはるかに安全であるにもかかわらず、私たちが日常的に感じる「安心感」は、むしろ自動車に対して強いのではないのでしょうか。このギャップは、リスクに対する感情的な反応に起因すると考えられます。飛行機事故はイメージとして衝撃的であり、稀であるがゆえに報道や記憶に強く残るため、過度な恐怖を感じやすいのでしょう。

それでは何故、社会は死者数の多い自動車の利用を禁止せず、許容しているのでしょうか。それは移動手段としての利便性を重視し、自動車のもたらすリスクを「受け入れている」からと考えられます。これは『100%の安全』ではなく、『一定のリスクは許容する』という社会的合意に基づくものです。その結果として、日々自動車が広く利用されているのです。

では、どこまでのリスクを私たちは受け入れられるのでしょうか。その基準は、年齢、性別、時代、文化、国、産業、組織などにより大きく異なるでしょう。以前は許容されていた慣行が、現在では不適切と判断されることも少なくありません。この背景には「安全文化」があります。安全文化とは、組織や社会が安全に対して持つ価値観、態度、行動のあり方で、これが職場の安全意識を形成していきます。日本では長年にわたる地道な取り組みによって、安全が重要視される風土が根付き、労働者の生命・健康が最優先される文化が形成されています。その結果、高い安全基準が維持され、現場でも未然にリスクを察知し回避する力が育まれているのです。

10月には衛生週間が予定されています。この機会に、職場に潜むリスクを再点検し、「どのリスクまでなら許容できるのか」を問い直すことで、安全文化をさらに深化させ、定着させることができるでしょう。日々の小さな積み重ねが、重大な事故を未然に防ぐ力となります。皆様の職場において、安全文化がさらに成熟し、より安心して快適な労働環境が実現することを心より願っております。

## ◇ 令和7年度全国安全週間説明会

### 第98回全国安全週間 スローガン

「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」



王子労働基準監督署 小林署長



王子労働基準協会支部 岡本安全部会長

第98回全国安全週間説明会が、6月5日(木)北とぴあつつじホールにおいて王子労働基準監督署との共催で開催され、約100事業場ほどの参加がありました。

説明会冒頭、王子労働基準監督署、小林署長からは令和6年の東京局管内における労働災害の発生状況に触れた後「令和5年度からスタートした第14次労働災害防止計画では、『安全衛生対策に積極的に取り組む事業場が評価される社会』を目指しており、『安全衛生対策に積極的に取り組むことが事業者の経営や人材確保・育成の点からもプラス』であることを強調しています。事業者にはそのための『人的投資』をお願いしたいと思います。人的投資とは事業場で一緒に働く『人』に意識を傾けて、安全衛生対策に取り組むということです。」加えて、「労働者も労働災害防止を意識する瞬間を職場だけではなく、職場を離れた時でも持っていただき、普段の生活の中でも安全確認を行うようにすれば職場の中で無意識に安全確認を行うクセがつき労働災害の減少につながるはずです。是非、実践して下さい。」等の話がありました。

続いて、王子労働基準協会支部、岡本安全部会長からは、全国安全週間の歴史と功績に触れた後、近時発生した交通災害を例に挙げ「身近にある事故なのであれば事故を未然に防ぐ対策は重要ですが、それと同様にもしかしたらそれ以上に、力を入れるべきは、たとえ何らかの事故に遭遇したとしても被害を最小限に食い止めるための様々な処置方法の知識、もしもの時に正しい行動を起こせるような心の備え等、事前に想定できることをなるべく多く認識しておくことが大切なのであろうと思います。事故を未然に防ぐことは大切ですが、事故発生後の対処や、その後の事態予測に対して想定を広げて多くの判断材料を持ったうえで事故に対処していくことが重要だと思います。」等の話がありました。

#### ○ 全国安全週間実施要綱

王子労働基準監督署 八尾 第二方面産業安全専門官

王子労働基準監督署管内の最近の労働災害発生状況を報告した後、全国安全週間実施要綱実施者の「本週間」「準備期間」における実施事項について説明。続いて、継続的に実施する事項として、安全衛生活動の推進、具体的な事件事例を挙げながら最近の労働災害発生状況、並びに業種の災害特性に



八尾第二方面産業安全専門官



畠中第二方面主任監督官

じた労働災害防止対策の強化等についての説明がありました。

○ 最近の法改正等について

王子労働基準監督署 畠中 第二方面主任監督官

令和7年6月1日、労働安全衛生規則が改正され「職場における熱中症対策」が強化されることとなりました。その具体的な内容についての説明がありました。

○ 事例発表 大同特殊鋼株式会社王子工場の安全衛生活動

「吊り荷から離れる『ハーケンキャンペーン』 紹介」

大同特殊鋼株式会社 王子工場 工場長 山口 真二 氏

初めに、大同特殊鋼株式会社の概要、生產品等について紹介の後、同社・王子工場における安全衛生活動方針について説明がありました。現在、王子工場では重量物取り扱い作業が多い作業態様から安全衛生活動イベントとして「ハーケン（玉掛け用クレーン）キャンペーン」を展開しています。

毎月、9のつく日を「クレーンの日」として重量物の玉掛作業を主体としたパトロールを全員参加（輪番）で実施、パトロールを通じて玉掛作業に対する意識づけを進めて、危険源を抽出、共有し、互いに意見を出し合っ、自職場改善に繋げています。

王子工場では21年間無災害を記録していますが『「行ってきます!」と「ただいま!」の間は・・・』をスローガンとして家を出て帰宅するまでの**考動**と家族（仲間）を守る**考動**を促し、風通しの良い職場作りを目指して安全衛生管理活動が実施されており、労働災害の撲滅と従業員の健康と安全を守るための真摯な取り組みが伝わる事例発表でした。

その他に、東京労働局雇用環境均等部齋藤拓氏からは「育児・介護休業法の改正」についての説明、また、ハローワーク王子統括職業指導官川又氏より、東京の雇用情勢、人材確保・就職支援、及び、各種助成金等の施策についての説明がありました。



大同特殊鋼株式会社 王子工場 山口真二様



東京労働局 雇用環境均等部  
指導課 齋藤拓様



ハローワーク王子 川又美加様

## 令和7年度第1回労務管理等実務講習会

令和7年7月9日、北とぴあ902会議室に於いて第1回労務管理等実務講習会が王子支部、足立荒川支部、上野支部の3支部共催で開催されました。

本講習会は東基連本部が企画した「連続セミナー」との抱き合わせで開催された講習会で、講師には東基連本部滝澤顧問、王子労働基準監督署松岡第一面主任監督官、東京労働局雇用環境均等部指導課吉田事務官に話をして頂きました。



講習会光景

# 王子労基署からのお知らせ



## ☑ 令和7年度 全国労働衛生週間が始まります。 (準備月間9月、本週間 10月1日～7日)

厚生労働省は、10月1日(水)から7日(火)まで、令和7年度「全国労働衛生週間」を実施します。

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

なお、下記については、準備月間に重ねて取組強化月間または取組強化週間を設定していますので、労働衛生週間中に併せて取組みをお願いします。

- 職場の健康診断実施強化月間(9月1日～9月30日)
- 粉じん障害防止総合対策推進強化月間(9月1日～9月30日)
- 作業環境測定・評価推進運動(9月1日～9月30日)
- 自殺予防週間(9月10日～9月16日)



### 《令和7年度全国労働衛生週間説明会》

【開催日時】 令和7年9月10日(水)14:00～16:40

【場 所】 北とびあ 3階つつじホール(北区王子1-11-1)

【問合せ先】 王子労働基準監督署 第2方面 (電話 03-6679-0186)

## ☑ 労災隠しは犯罪です！

事業主は、労働者が労働災害にあつて休業・死亡した場合、所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を遅滞なく提出しなければなりません。

また、労働者死傷病報告に虚偽の内容を記載して提出することは労働安全衛生法違反となります。

王子労働基準監督署では、北区内の建設現場で発生した休業を伴う労働災害について虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告を労働基準監督署に提出した事業者を令和6年6月に書類送検しています。



### ☑ 労働者死傷病報告等の電子申請が義務化されました。

令和7年1月1日から労働基準監督署にご報告いただく以下の手続きは電子申請により行っていただくことが原則義務化されました。

- 労働者死傷病報告
- 定期健康診断結果報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

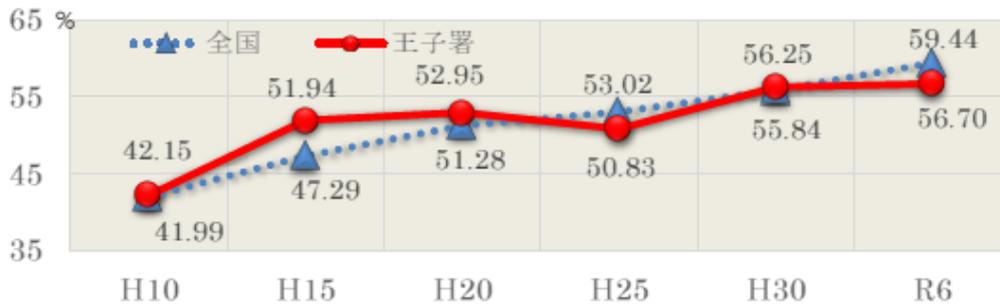


厚生労働省労働基準局  
広報キャラクター  
たしかめん

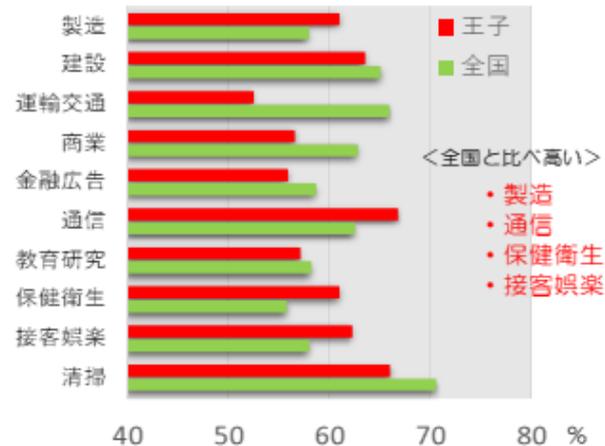
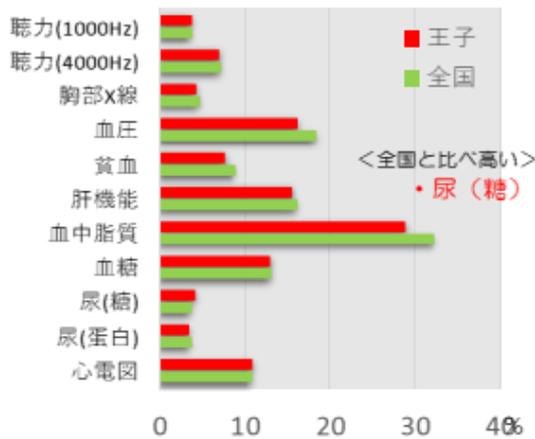
### ☑ 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です。

王子監督署管内の健康診断結果の状況は？

→ 有所見率は増加傾向 半数以上に見られる



#### ◇健診項目別、業種別有所見率（令和6年）



#### ◇有所見率を改善するために

- ① 食生活の改善、② 飲酒・喫煙習慣の改善、③ 適正体重の把握・維持、④ 運動の改善

- 協会けんぽや健康組合等と連携
- 朝礼、会議等で健康について触れる
- 個人面談や健康セミナーの参加
- 食堂委託会社と連携し、栄養改善

- 健康診断と併せた体力測定
- 体力チェックの一例
- 詳しい内容は→



- 体操、ストレッチの実施
- 動画配信中 →



特に脳・心臓疾患に係る項目（血中脂質、血圧、血糖、尿中の糖、心電図）、毎年悪化している者等重点的に！

問 合 先: 王子労働基準監督署

方面 03-6679-0183 安全衛生担当 03-6679-0186 労災課 03-6679-0226

学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！

# 職場における熱中症予防のお願い

～職場における熱中症の重篤化を防ぐため、労働安全衛生規則が改正されました～

令和6年における東京労働局管内の熱中症による休業4日以上労働災害は106件発生し、うち4件が死亡災害となっています。死亡災害のうち1件が、当署管内の建設現場で発生しており、極めて憂慮される状況にあります。多くの事例で、暑さ指数(WBGT)による管理を行わず、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、熱中症発症時・緊急時の措置が適切になされていないものでした。

令和7年6月1日から改正労働安全衛生規則が施行(第612条の2を新設)され、熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するための「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられたところです。

また、7月は平成29年から展開している「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の重点取組期間となり、より一層の取組強化が求められます。

厚生労働省では、職場における熱中症予防情報を提供しています。

職場における熱中症対策にご活用ください。

## 学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう!

### 職場における熱中症予防情報

**ON** 熱中症 予防スイッチ・オン  
その行動、その習慣がいのちを守る

**自分でできる 7つのこと**

**1** 熱中症を正しく知ろう

(管理者編) (作業員編)

**2** 応急手当と水道水散布法

**3** 暑さ指数の活用

(管理者編) (作業員編)

**4** 暑熱指数

**5** 水分塩分同時補給

**6** プレクーリング

**7** 健康管理

### 中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者、現場作業員向け 働く人の今すぐ使える熱中症ガイド

CLICK

- 1 熱中症を正しく知ろう**
  - ・ 暑熱に身体が慣れてくると、体温が上がり、熱中症になる熱中症にもなる原因は、
    - 暑熱に慣れていない
    - 暑熱に慣れていても、暑熱にさらされすぎると熱中症になる
  - ・ 暑熱に慣れていない場合は、暑熱にさらされる前に、以下の暑熱指数に注意してください
  - ・ 暑熱に慣れていても、暑熱にさらされすぎると熱中症になる
- 2 応急手当と水道水散布法**
  - ・ 暑熱にさらされた労働者が、熱中症を発症した場合、以下の手順で応急手当を行います
  - ・ 応急手当は、熱中症を発症した労働者を、涼しい場所へ移動させ、衣服を脱がせ、水道水を散布します
  - ・ 応急手当は、熱中症を発症した労働者を、涼しい場所へ移動させ、衣服を脱がせ、水道水を散布します
- 3 暑さ指数の活用**
  - ・ 暑さ指数は、暑熱にさらされる労働者の健康状態を把握するための重要な指標です
  - ・ 暑さ指数を把握するための4つのステップ
    - 1. 暑さ指数の測定
    - 2. 暑さ指数の把握
    - 3. 暑さ指数に応じた対応
    - 4. 暑さ指数に応じた対応
- 4 暑熱指数**
  - ・ 暑熱指数は、暑熱にさらされる労働者の健康状態を把握するための重要な指標です
  - ・ 暑熱指数を把握するための4つのステップ
    - 1. 暑熱指数の測定
    - 2. 暑熱指数の把握
    - 3. 暑熱指数に応じた対応
    - 4. 暑熱指数に応じた対応
- 5 水分塩分同時補給**
  - ・ 水分と塩分は同時に補給することが重要です
  - ・ 水分と塩分を同時に補給するための4つのステップ
    - 1. 水分と塩分を同時に補給
    - 2. 水分と塩分を同時に補給
    - 3. 水分と塩分を同時に補給
    - 4. 水分と塩分を同時に補給
- 6 プレクーリング**
  - ・ 暑熱にさらされる前に、身体を冷やしておくことが重要です
  - ・ プレクーリングの方法は以下の通り
    - 身体を冷やしておく方法
    - 身体を冷やしておく方法
- 7 健康管理**
  - ・ 暑熱にさらされる労働者の健康状態を把握するための重要な指標です
  - ・ 暑熱にさらされる労働者の健康状態を把握するための4つのステップ
    - 1. 暑熱にさらされる労働者の健康状態を把握
    - 2. 暑熱にさらされる労働者の健康状態を把握
    - 3. 暑熱にさらされる労働者の健康状態を把握
    - 4. 暑熱にさらされる労働者の健康状態を把握

参考リンク先  
学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう!  
職場における熱中症予防情報  
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

## ハラスメント対策に関する改正のポイントのご案内

(公布日:令和7年6月11日)

### ハラスメント対策強化に向けた改正ポイント

- **カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止**するために、雇用管理上必要な措置を講じることが**事業主の義務**となります！(施行日:公布後1年6か月以内の政令で定める日)

### カスタマーハラスメント対策の義務化

- カスタマーハラスメントとは、以下の**3つの要素をすべて満たすもの**です。
  - ① 顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係人が行う、
  - ② 社会通念上許容される範囲を超えた言動により、③労働者の就業環境を害すること。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。

### 求職者等に対するセクハラ対策の義務化

いわゆる「就活セクハラ」

- 求職者等(就職活動中の学生やインターンシップ生等)に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。

※リーフレットは以下の東京労働局ホームページに掲載しています。☞

- 労働施策総合推進法(カスハラ)、男女雇用機会均等法(就活セクハラ)、女性活躍推進法の改正について、東京労働局ホームページに特設ページを開設しました！随時改正についての最新情報を掲載しますので、ぜひご覧ください！ [https://isite.mhlw.go.jp/tokyo-](https://isite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kinto2/news/tokyotinnginni00330_00001.html)

[roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/kinto2/news/tokyotinnginni00330\\_00001.html](https://isite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kinto2/news/tokyotinnginni00330_00001.html)

#カスハラ #就活セクハラ #女性活躍

令和7年

## 「賃金構造基本統計調査」にご協力をお願い

毎年、厚生労働省が実施している国の統計法に基づく基幹統計調査である賃金構造基本統計調査は、主要産業に雇用される労働者の賃金の実態について、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数別等ごとに明らかにすることを目的として行っており、その調査結果は、各企業、団体等における賃金管理をはじめとする労務管理等の貴重な資料として活用されております。

この調査は、「毎年7月1日から7月31日」までの期間に実施することとされており、調査対象となりました事業所には大変お手数をおかけすることになりますが、インターネット(オンライン調査システム)による回答も可能となりますのでご活用いただき、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

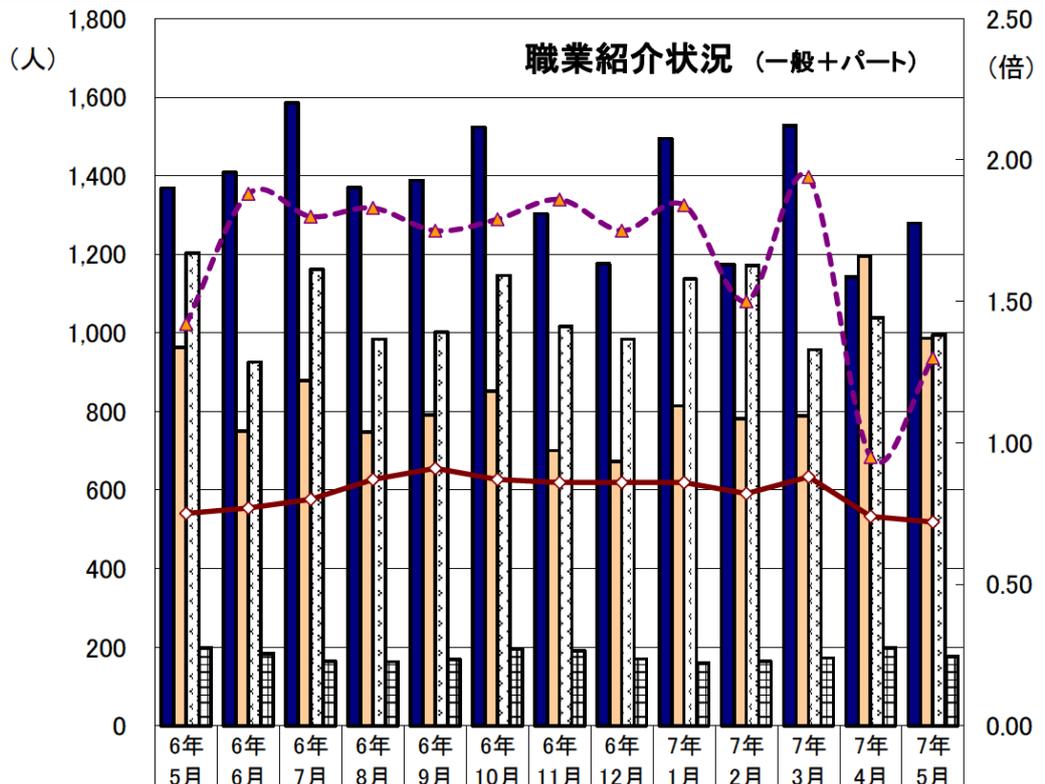
なお、令和6年以前の賃金構造基本統計調査の結果は、厚生労働省のホームページ([http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou\\_a.html](http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou_a.html))に掲載されています。

(ハローワーク王子日より)

令和7年5月  
**ハローワーク王子 月報**

**【5月の求人・求職動向】**

- ・新規求人数は一般で710人(前年同月比5.1%減)、パートで569人(前年同月比8.4%減)、全数では1,279人、対前年同月比8.3%減となり、有効求人数は一般で2,180人(前年同月比12.0%減)、パートで1,556人(前年同月比2.5%減)、全数では3,736人、対前年同月比8.3%減となった。
- ・新規求職者数は一般で599人(前年同月比0.5%増)、パートで387人(前年同月比5.4%増)、全数では986人、対前年同月比2.4%増となり、有効求職者数は一般で3,287人(前年同月比2.7%減)、パートで1,924人(前年同月比7.5%減)、全数では5,211人、対前年同月比4.5%減となった。
- ・これにより、新規求人倍率は1.30倍と前年同月を0.12P下回り、有効求人倍率は0.72倍と前年同月を0.03P下回った。
- ・就職件数については176人、対前年同月比11.6%減であった。



|          |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ■ 新規求人数  | 1,369 | 1,408 | 1,585 | 1,370 | 1,388 | 1,523 | 1,303 | 1,176 | 1,494 | 1,174 | 1,528 | 1,142 | 1,279 |
| ■ 新規求職者数 | 963   | 750   | 879   | 748   | 792   | 851   | 700   | 673   | 814   | 781   | 789   | 1,196 | 986   |
| ■ 紹介件数   | 1,203 | 925   | 1,161 | 983   | 1,002 | 1,146 | 1,016 | 983   | 1,137 | 1,172 | 957   | 1,038 | 995   |
| ■ 就職件数   | 199   | 184   | 164   | 163   | 169   | 196   | 191   | 170   | 161   | 164   | 173   | 199   | 176   |
| ▲ 新規求人倍率 | 1.42  | 1.88  | 1.80  | 1.83  | 1.75  | 1.79  | 1.86  | 1.75  | 1.84  | 1.50  | 1.94  | 0.95  | 1.30  |
| ◇ 有効求人倍率 | 0.75  | 0.77  | 0.80  | 0.87  | 0.91  | 0.87  | 0.86  | 0.86  | 0.86  | 0.82  | 0.88  | 0.74  | 0.72  |

# 最近の雇用情勢

令和7年5月(6月27日発行)

編集発行：ハローワーク王子 雇用情報コーナー

## ◆ 経済情勢 (令和7年6月11日 内閣府公表の6月 月例経済報告より)

**【基調判断】** → ・景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。(前月と同様)

**【雇用情勢】** → ・雇用情勢は、改善の動きがみられる。(前月と同様)

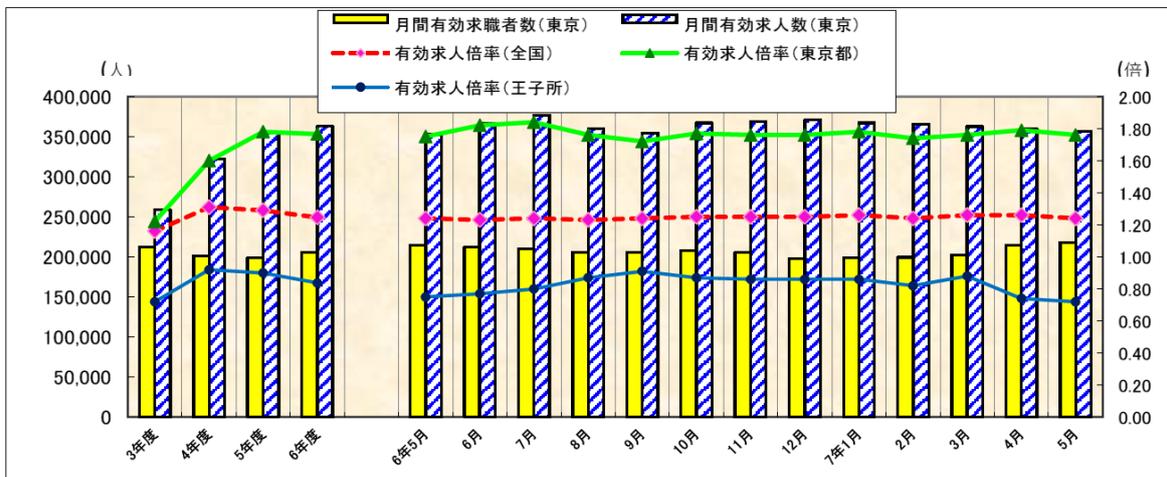
## ◆ 雇用失業情勢 (令和7年5月分:6月27日総務省・厚生労働省・東京労働局公表)

**【完全失業率】** ・全国(季節調整値) 2.5% (前月比±0.0P)

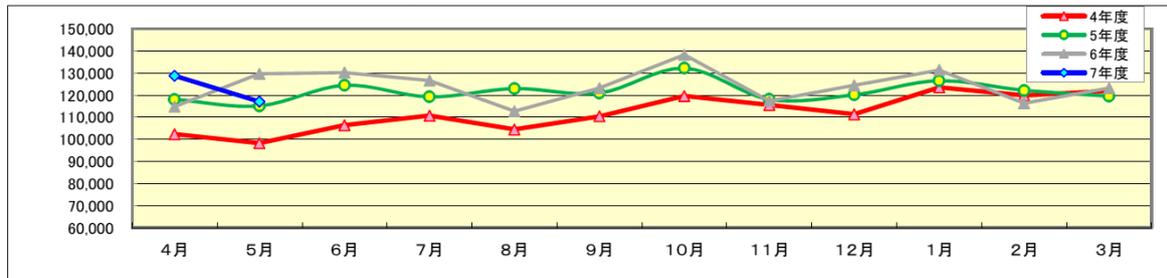
**【有効求人倍率】** ・全国(季節調整値) 1.24倍 (前年同月比-0.01P、前月比-0.02P)

・東京都(季節調整値) 1.76倍 (前年同月比±0.00P、前月比-0.03P)

・王子所(原数値) 0.72倍 (前年同月比-0.03P、前月比-0.02P)



## 【東京都における新規求人の動き】 ※5月の新規求人数 117,007人(前年同月比9.1%減)



## 【職種別の有効求人倍率】5月

| 東京    | フルタイム |      | 職 種        | パートタイム |       |      |
|-------|-------|------|------------|--------|-------|------|
|       | 東京    | 23区  |            | 王子     | 東京    | 23区  |
| 1.47  | 1.75  | 0.64 | 職業計        | 1.45   | 1.56  | 0.71 |
| 1.53  | 1.75  | 0.11 | 管理的職業      | 0.19   | 0.24  | 0.00 |
| 2.41  | 2.90  | 0.71 | 専門的・技術的職業  | 1.39   | 1.56  | 0.72 |
| 0.45  | 0.54  | 0.19 | 事務的職業      | 0.39   | 0.47  | 0.21 |
| 2.80  | 3.29  | 1.66 | 販売の職業      | 1.88   | 2.20  | 3.02 |
| 4.43  | 5.60  | 0.86 | サービスの職業    | 6.30   | 6.32  | 1.50 |
| 13.76 | 16.76 | 8.63 | 保安の職業      | 14.80  | 18.25 | 3.71 |
| 0.97  | 0.90  | 0.00 | 農林漁業の職業    | 1.22   | 1.75  | 0.00 |
| 1.99  | 2.52  | 0.71 | 生産工程の職業    | 1.32   | 1.63  | 3.25 |
| 3.64  | 4.54  | 3.37 | 運輸・機械運転の職業 | 2.33   | 3.23  | 2.34 |
| 6.01  | 6.68  | 4.81 | 建設・探掘の職業   | 0.98   | 0.83  | 0.33 |
| 1.11  | 1.35  | 0.45 | 運搬・清掃等の職業  | 1.74   | 1.89  | 0.79 |
| 3.13  | 3.94  | 0.30 | IT関連の職業    | 0.32   | 0.41  | 0.04 |
| 5.38  | 7.06  | 1.58 | 福祉関連の職業    | 4.87   | 6.39  | 2.08 |

(地産保だより)

夏を乗りきる健康管理(食事)のポイント

北地域産業保健センター 保健師 猿山淳子

毎日、気温と湿度が高い日が続いていますが、体調はいかがですか？暑い日が続くと疲れが取れにくい、食欲不振や睡眠不足、水分不足など身体に不調をきたしやすい季節でもあります。

## 夏の病気といえば…熱中症

気温や湿度が高い環境の中で、体内の水分や塩分のバランスがくずれたり、体温の調節機能がうまく働かないことが原因で起こる熱中症。日中だけでなく夜間の就寝中に起こるケースも多くあります。めまいや立ちくらみ、嘔吐やけいれんなどが主な症状です。

## ① こまめに水分補給をしましょう。

普通の生活においても毎日 2・5ℓ の水分が体から失われています。水やお茶をまめに飲みましょう。なお、スポーツドリンクを含めて、糖質の多い清涼飲料水の飲みすぎはビタミン B1 を多量に消費するため、疲労感を招きやすくなります。汗によって体内の塩分やミネラルが失われているため、水分だけを一度に大量にとると血液中の成分バランスがくずれ体調不良を起こすことがあります。のどの渇きを感じる前の、こまめに水分補給をする習慣を(寝起き、外出前、入浴・就寝の前後など)

## ② カフェインを含んだ飲料やアルコールはNG

利尿作用があるカフェインやアルコールを含んだ飲料は水分補給には逆効果。ミネラルウォーターや麦茶がおすすめ ビールは飲んだ量の1・5倍排泄します。

## ③ 運動などで大量に汗をかいたときは塩分も補給。

スポーツドリンクなどで塩分や糖質も補給しましょう。塩分を含む飴やタブレット、梅干しなども効果的。糖質の多いスポーツドリンクなど清涼飲料水の飲みすぎは「ベトボトル症候群」と呼ばれる急性の糖尿病を起こす恐れがあります。日常的な水分補給には用いず、飲みすぎ注意。

## ④ 1日三食、バランスよく食べましょう。

暑さでつかれやすく、汗でミネラルを失いがちの身体にはたっぷりの栄養が必要です。梅干しや酢、レモンなどに含まれるクエン酸は疲れの原因になる乳酸の発生を抑えてくれます。

## 積極的にとりたい栄養素

- ・たんぱく質：夏はたんぱく質を消耗しやすいため補給が必要で、肉類、魚介類、豆類、卵、乳製品に多く含まれます。
- ・ビタミン B1：糖質をエネルギーに変えて疲れにくくします。豚肉、うなぎなどに多く含まれます。
- ・アリシン：ビタミン B1 の吸収を高めます。玉ねぎやニンニク、ネゴなどにおいの成分に含まれます。
- ・ビタミン C：暑さによるストレスで消費されやすく、不足すると疲れやすくなったり、風邪をひきやすくなります。果物(特に柑橘類)野菜などに多く含まれます。

〒114-0002 東京都北区王子2丁目16番11号 北区医師会館3階



さんぼくん

独立行政法人労働者健康安全機構 北地域産業保健センター

TEL/FAX 03(5390)3558

電話受付日：火・水・木曜日 13:00~16:45

実施する産業保健サービスは無料です！

## 会 員 事 業 場 紹 介

|      |  |
|------|--|
| 事業場名 | 株式会社読売プリントメディア                               |
| 所在地  | 東京都北区堀船4-2-1                                 |
| 設 立  | 1989年7月                                      |
| 事業内容 | 印刷事業（新聞印刷、広報紙ほか）<br>紙面制作、印刷物デザイン<br>ロケーション事業 |
| 従業員数 | 約467名<br>（2025年4月現在）                         |



本社（東京北工場）外観

### 会社沿革

読売プリントメディアは、読売新聞東京本社100%出資の総合印刷会社です。東京都に3か所（北区、江東区、府中市）および横浜市1か所の計4か所に印刷拠点を、読売新聞東京本社内に大手町センターを展開し、読売新聞の朝刊部数のおよそ4分の1を印刷しています。読売新聞の他にもスポーツ報知、企業・団体様からの各種業界紙、ミニコミ紙、地域新聞および自治体広報紙や選挙公報等のご用命にも幅広く対応しています。また、新聞や宅配の輸送管理、取材用の配車管理、ロケーション事業など幅広い事業を展開しています。

### 安全衛生の取り組み

読売プリントメディアでは、社長が「安全は全てに優先する」という安全衛生宣言をしております。社員はこの基本理念に基づき、全社一丸となって災害ゼロを目指し、日夜業務に従事しております。

～安全衛生宣言～

1. リスクアセスメントを実施し、危険有害要因を除去・低減します

各拠点ごとにリスクアセスメントを実施し、事故が起こる前に危険箇所や作業を評価し、危険度の低減を図る改善対策を行っています。

2. 安全のための教育・啓蒙活動を行います

入社した社員は、雇入れ時の安全教育はもちろん、全社員危険作業を体感してみる「安全道場」を受講するなど、安全教育・啓蒙活動に力を入れています。

3. コミュニケーションの良い職場をつくり、全員参加による安全衛生活動を推進します

毎月の安全衛生委員会などでも活発に意見交換できるよう、日ごろから風通しの良い職場づくりに努めています。

4. 心身の健康の保持・増進対策を実施します

弊社には、社員として「保健師」が常駐し、社員の健康管理や産業医との連絡役として業務を行い、定期的に社員との面談も行っています。そのため健康診断結果による産業医面談や私傷病管理なども確実に行うことができます。



フットサルコート（東京北工場）

## 協会だより 6月～7月の主な事業活動

## 6月

- ◆6・4 危険予知訓練研修会  
(城東職業能力開発センター)
- ◆6・5 会報第260号発行  
(王子労働基準協会支部)
- ◆6・5 令和7年度全国安全週間説明会  
(北とぴあつつじホール)
- ◆6・9 熱中症予防セミナー  
(北とぴあスカイホール)
- ◆6・12 (公社)東基連定時総会  
(上野、精養軒)
- ◆6・18 会報第261号編集会議  
(王子労働基準監督署会議室)

## 7月

- ◆7・4 第21回東京産業安全衛生大会  
(一ツ橋ホール)  
(Safe Work Tokyo 2025)
- ◆7・9 第1回労務管理等実務講習会  
(北とぴあ902会議室)

## 編集後記

総務部会 幹事 市川 俊秀  
(社会保険労務士法人 市川・鍋木事務所)

7/18 関東も梅雨明け宣言が出て本格的夏に突入しました、会員の皆様も「酷暑」と戦われていることと推測いたします。

昔のシトシト雨の梅雨でなく突然の豪雨が短時間の感じでしたが、コメ不足の昨今、田んぼの水は大丈夫でしょうか

65歳を超えた私ですが、幼年期時代の夏休み、気温30℃と聞くと、とんでもない日と思っていましたが、今や35℃と聞いてもさほど驚かない自分に驚きます。

小学生時代、今日は水温が低いからプールは中止と聞いてガッカリしたのですが、近年では気温・水温が高すぎて、外の活動が危険なので中止の日のほうが多いと聞きました。

扇風機付ベスト(空調服)は建設業、警備業、運送業と多様の業種で普通に見かけます、性能は急速に進化し、価格は下がっており急速に広まっています。着ている方に聞くと体感3から6℃違うのでこれがないと外作業は無理とまで言います、2004年開発されたようですが実際広まったのは2020年代コロナ後だった感があります。

今では男性がさすことも珍しくない「日傘」(私も昨年デビューしました)も先日30年前の銀座風景がテレビに出ましたが、上品な女性が2・3人さしていた程度で急速に広まった一つと言えます。

生物界にも温暖(熱帯)化は進んでいるようで「サケの網にブリが大量に入った」「イカやサンマが全く取れない」「東京湾に熱帯魚が沢山いて、サンゴ礁もある」などのニュースも聞きます、地元北区でも4～5年前から「ツマグロヒョウモン」「アカホシゴマダラ」など南方系の蝶の繁殖が確認されています(マニアックですが)

6/1 改正労働安全衛生規則により職場における熱中症対策が義務化されました、労働法関係の改正はあまり関心を示さない事業所が多いのですが熱中症対策には多くの事業所から問い合わせがあり、時代に合ったタイムリーな改正と感じています。熱中症対策は職場、経営者だけが考える問題でなく、気温40℃近くになって多くの人が体調を崩すのも問題大ですが、多人数が同じ条件下で作業する中。1・2人が体調悪化するの個人(前日)の生活の影響も大きいと思います、各人が十～分気をつけましょう。

10月中ごろ迄夏日が続く、長が～い夏になりそうです、頑張りましょう、耐えましょう。



夢をかなえるパートナー  
**城北信用金庫**



公式HP



電車通学を始める皆様へ

2025年春より大学生も対象に!!

# まもレール



改札を通過

通過時刻 利用駅 チャージ残額

ご家族に で届く。



サービスプラン拡大!

18歳以上の方も  
どなたでも!!

改札通過をメールやアプリでお知らせします。

### サービスプラン

- 小学生・中学生・高校生  
障がいのある方・シニア(65歳以上) → ご家族へ通知  
お申込みは利用者の保護者に限ります。
- 大学生・短大・専門学生など  
(18歳以上の成人) → ご本人+ご家族へ通知  
お申込みは利用者ご本人に限ります。

### ご利用可能なカード

※記名式に限ります。

Suica PASMO  
モバイルSuica モバイルPASMO

●株式会社バスモバ利用規約 第108号「PASMO」「モバイルPASMO」は株式会社バスの登録商標です。この許容や記載の商標は、株式会社バスモバが本商品・サービスの内容・品質を担保するものではありません。株式会社バスの都合により予告なくPASMOカードが交換されることがあります。●「Suica」「モバイルSuica」は東日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。●「まもレール」は東日本旅客鉄道株式会社とセントラル警備保障株式会社の登録商標です。

詳しくは

まもレール



都営交通



ご契約は「セントラル警備保障(株)」にて承ります。

教育の印刷・信頼の技術

 株式会社リーブルテック

未来を見据えて  
進化し続ける

創業以来100余年、  
教科書、教育関連図書づくり一筋に、  
深く日本の教育・文化に携わってまいりました。  
教育の印刷を軸として、  
さらに情報化社会への新しい道を切り開き、  
新たな展開を目指していきます。



【本社】〒114-0004 東京都北区堀船 1-28-1 tel : 03-3927-6411  
【工場】〒347-0004 埼玉県加須市古川 2-3-1 tel : 0480-68-4761  
<https://www.livretex.co.jp/>

TOPPAN

世界を、り豊かに

ものづくりのDNAで、コミュニケーションをカタチづくる

TOPPANクロレ株式会社

〒114-0001 東京都北区東十条3-10-36 TEL 03 (5843) 9700